

# 働き方改革浸透へ啓発

## ちば公労使 街頭活動やセミナー



働き方改革関連法の施行を来年4月に控え、県内企業への周知対策などを了承した公労使会議＝1日、千葉市中央区

来年4月から働き方改革関連法が順次施行されるのを前に、千葉労働局と県、県内労使団体が働き方改革の浸透に向けて話し合う「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」が1日、千葉

市中央区のホテルで開かれた。新たに県社会保険労務士会や県税理士会などをメンバーに加え、啓発活動に力を入れることで合意した。今月7日にJR千葉駅で街頭キャンペーンを実施す

るほか、来年1～2月にかけて県内約10カ所でセミナーを開催する。同4月から10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日の有給を取得させることが使用者に義務づけられる点や、原則月45時間、年360時間とする時間外労働の上限規制、正社員と非正規社員の不合理な待遇差が禁止される点などを周知する。また、企業の先進事例を同局ホームページで公表する。

滝川伸輔副知事は会議で「法律が施行される来年4月まで5カ月を切った。法律を中小・小規模企業の現場に落とし込むのは大変だと思つが、県としても働き方改革を支援していく」と述べた。

会議後のシンポジウムで

は、日本ダイバーシティ・マネジメント推進機構の油井文江専務理事が「いまこそ必要な『働き方改革』。人材確保、生産性・収益アップの環境づくり」と題して基調講演。県内企業の経営者や労務担当者ら約210人が耳を傾けた。